

奈良県情報公開条例施行規則

〔平成13年3月30日〕
奈良県規則第70号

改正 平成15年 9月26日規則第15号

改正 平成26年 3月31日規則第42号

改正 平成28年 3月31日規則第59号

改正 令和 2年 3月31日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の記載内容)

第2条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。

以下この号、次条第1項第2号及び第2項第1号並びに第9条第1項第3号において同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(条例第11条第1項の規則で定める事項)

第3条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には条例第16条第2項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第11条第1項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 前条第1号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、同条第2号の日を実施することができる場合に限る。） その旨並びに前項各号に掲げる事項（同条第1号の方法に係るものを除く。）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(条例第15条第1項の規則で定める事項)

第4条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第15条第2項の規則で定める事項)

第5条 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(行政文書の開示の実施の方法)

第6条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第5項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列3番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（第6項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第5項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列1番（以下「A一判」という。）若しくは日本産業規格A列2番（以下「A二判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを印刷したものを複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第6項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次の掲げる方法
ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C 5 5 6 8 に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5 5 8 1 に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前二号、次号又は第5項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの（実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号及び第4項において同じ。）により行うことができるものに限る。イにおいて同じ。）の閲覧

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものを複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴。ただし、実施機関がその保有するプログラムにより行うことができるものに限る。

4 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を実施機関がその保有するプログラムを用いてフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X 6 2 2 3に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の7の項ウにおいて同じ。）、光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1又はX 6 2 4 1に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「電磁的記録媒体」という。）に複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

5 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

6 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（行政文書の開示の実施）

第7条 行政文書の開示を実施する場合において、行政文書の閲覧、視聴又は聴取（以下「閲覧等」という。）をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

3 行政文書の開示を実施する場合において、行政文書の写しを交付するときの交付部数は、

請求 1 件につき 1 部とする。

(開示の実施方法等の申出)

第 8 条 条例第 16 条第 2 項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第 3 条第 2 項第 1 号の場合に該当する旨の条例第 11 条第 1 項に規定する通知があった場合において、第 2 条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第 16 条第 2 項の規定による申出を改めて行うことを要しない。

(条例第 16 条第 2 項の規則で定める事項)

第 9 条 条例第 16 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(更なる開示の申出)

第 10 条 条例第 16 条第 4 項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 条例第 11 条第 1 項に規定する通知があった日
- (2) 最初に開示を受けた日
- (3) 前条各号に掲げる事項

2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書（その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担の額等)

第 11 条 条例第 18 条の規則で定める額は、当該写しの作成に要する費用として、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）及び当該写しの送付に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写しの作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。

2 前項の費用は、前納とする。

(提出資料の閲覧)

第 12 条 条例第 26 条第 2 項の規定による閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

(条例第 32 条第 1 項に定める出資法人の告示)

第 13 条 実施機関は、条例第 32 条第 1 項に規定する出資法人を定めたときは、その旨を奈良県公報により告示するものとする。

(行政文書の検索資料)

第14条 条例第34条に規定する行政文書を検索するための資料の作成及びその利用に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(運用状況の公表)

第15条 条例第35条の規定による運用状況の公表は、奈良県公報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項から第6項まで及び別表の規定中電磁的記録に係る部分については、平成13年10月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項又は8の項に該当するものを除く。)	ア 複写機により複写したもの (単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り。)	1枚につき、10円
	イ 複写機により複写したもの (多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り。)	1枚につき、50円
	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
2 マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの (単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限り。)	1枚につき、10円
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
4 スライド (9の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき、250円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき、300円

7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき、60円
	エ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき、90円
	オ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき、110円
	カ アからオまでに掲げるもの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
9 スライド及び録音テープ（第6条第6項に規定する場合におけるものに限る。）	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。